

第41回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成27年6月19日 開会

伊方町議会

第41回伊方町議会定例会会議録（第1号）

○招集年月日 平成27年6月19日（金）

○招集の場所 伊方庁舎4階議場

○開会（開議） 6月19日（金） 10時00分宣告

○出席議員（16名）

1番	竹内 一則	2番	廣瀬 秀晴
3番	清家慎太郎	4番	福島 大朝
5番	菊池 隼人	6番	山本 吉昭
7番	小泉 和也	8番	中村 敏彦
9番	吉川 保吉	10番	阿部 吉馬
11番	小林 絹久	12番	菊池 孝平
13番	中村 明和	14番	高岸 助利
15番	篠川 長治	16番	吉谷 友一

○欠席議員（0名） なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

町 長	山下 和彦	副 町 長	森口又兵衛
教 育 長	河野 達司	監 査 委 員	阿部 一寿
総 務 課 長	門田 光和	財 政 課 長	中田 克也
政 策 推 進 課 長	坂本 明仁	町 民 課 長	菊池 嘉起
福 祉 課 長	橋本 泰彦	保 健 介 護 課 長	小野瀬博幸
産 業 振 興 課 長	大野 金能	産 業 振 興 課 付 課 長	兵頭 達也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	三好 正弘	建 設 課 長	黒田徳太加
瀬 戸 総 合 支 所 長	井上 利彦	三 崎 総 合 支 所 長	大田 甚好
上 下 水 道 課 長	寺谷 哲也	会 計 管 理 者	山本 桂二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大森 貴浩	中 央 公 民 館 館 長	中田 信幸

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	細川 幸登茂	書 記	岩村 寿彦
書 記	矢野 喜久	書 記	高月 基喜

伊方町議会第41回定例会議事日程（第1号）

平成27年 6月19日(金)
午前10時00分開 議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- | | | | |
|-----|-----|------------|---|
| 日 程 | 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| | 〃 | 第 2 | 会期の決定 |
| | 〃 | 第 3 | 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」 |
| | 〃 | 第 4 | 一般質問 |
| | 〃 | 第 5 | 寄附採納について (報告第5号) |
| | 〃 | 第 6 | 寄附採納について (報告第6号) |
| | 〃 | 第 7 | 町長の専決処分事項報告について (報告第7号) |
| | 〃 | 第 8 | 平成26年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について(報告第8号) |
| | 〃 | 第 9 | 平成26年度伊方町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
(報告第9号) |
| | 〃 | 第10 | 平成26年度株式会社アグリ瀬戸経営状況報告書の提出について
(報告第10号) |
| | 〃 | 第11 | 伊方町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
(議案第61号) |
| | 〃 | 第12 | 伊方町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定に
ついて (議案第62号) |
| | 〃 | 第13 | 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第63号) |

1 散会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（吉谷友一） 皆さん、おはようございます。これより、伊方町議会第41回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長招集挨拶

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第41回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙の中全員のご出席をいただきまして提案申し上げます案件につき、ご審議いただきますことに対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、各位には日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。さて、平成27年度に入りまして、本町では様々な行事イベントを開催して参りましたが、議員各位にもご参加をいただき、誠にありがとうございました。まず、4月26日に伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」のオープニングイベントを開催いたしました。幸い天候にも恵まれ、地元の方々が過去に経験したことがない程の大勢の来場者をお迎えして盛大にオープンを祝うことができました。また、同時開催といたしまして「まるごとみかんフェスタ」が開催され、三崎共選から提供されたサンプルーツなどで飾られた「巨大みかんオブジェ」が披露されて、柑橘生産地としての佐田岬半島をマスコミ等を通じてPRすることが出来ました。なお、「佐田岬はなはな」につきましては、観光交流拠点施設として町への観光誘客の促進と交流人口の拡大、更には地場産業の活性化を目指しており、あわせて四国の西の玄関口における観光情報の発信基地として様々な情報提供やサービスの提供ができるものと確信をいた

しておりますが、地元三崎地区の方々におかれましては、施設の整備は合併前からの強い願望であり、地域活性化の大きな役割も担う施設でありますので、地元物産の直売や特産品の加工販売等に積極的にご活用いただき、定期的なイベントを開催するなど、活力あふれる取り組みに期待しているところでございます。また、施設の指定管理者である「佐田岬ツーリズム協会」においては、指定管理業務の受託や新たな業務の展開により、職員体制の充実について支援の要望が参っております。そのため、町といたしましては、国の財政支援が受けられる「地域おこし協力隊制度」を活用し、町が隊員を雇用したうえでツーリズム協会へ派遣する方針といたしまして、現在採用募集を行っているところであります。いずれにいたしましても四国の西の玄関口にある「佐田岬はなはな」が、観光交流拠点施設としての役割を十分に果たらせるか否かが、町の観光行政を占う鍵となっておりますので、指定管理者には万全の対応をお願いしている次第でございます。次に、今月14日に開催した、合併10周年記念式典についてであります。中村愛媛県知事をはじめ多数のご来賓並びに議員各位や多数の町民にご参加をいただき、式典を盛大に開催することが出来ました。式典の中でも述べさせていただきましたので、詳しくは申しませんが、私が町長に就任してからこれまでの間、町議会の皆様方のお力添え並びに各種委員会の委員等に就任をいただき町政の推進に参画を頂きました多数の町民の皆様方のご尽力によりまして、新町のまちづくりを順調に進めて参ることが出来ました。このことにつきましては、関係各位に心から感謝の意を表すところでございます。しかしながら、合併から10年となった現在、伊方町をとりまく社会の情勢は、人口の過疎化と高齢化によって生じる様々な問題や地場産業である第一次産業の担い手不足の問題、そして原子力発電所を取り巻く社会情勢の変化

等、様々な状況の変化により非常に厳しい局面を迎えております。そのことを十分に理解し真摯に受け止め、これからのまちづくりの方向性を見定めながら、間違いのない町政運営に取り組まなければならないものと考えております。とりわけ、来月に入りますと、四国電力伊方発電所3号機の安全審査が終わる見通しとなっております。仮に、原子力規制委員会が安全審査の合格を決定いたしますと、その後国から地元である愛媛県と伊方町に対し、再稼働の同意について要請があるものと思っております。そうなりますと、私自身その是非を判断するにあたりましては、再稼働に対する町議会の意見というものが、非常に大きな判断材料になるものと考えてございます。このように、原発の再稼働問題をはじめとした原子力政策に対する今後の方針や国が進める地方創生に対する取り組み、並びに第2次伊方町総合計画の策定など、これからの町政を推進するにあたりましては既に、目前に重要な課題が山積しております。従いまして、これまで以上に、議会の皆様方のご指導ご鞭撻ご協力が必要不可欠となって参りますので、今後ともよろしくお願いを申し上げる次第でございまして、今定例会に、ご提案いたします案件でございますが、報告案件が6件、条例の改正議案3件、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算5件、基金の取り崩しに伴う権利の放棄に関する議案1件、町道路線の設定及び廃止に関する議案4件、人権擁護委員の推せんに関する議案4件でございます。いずれも、町政を進める上で、非常に重要な案件であります。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

議事日程報告

○議長（吉谷友一） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおり

であります。それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番山本吉昭議員、8番中村敏彦議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉谷友一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月23日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（吉谷友一） 日程第3、諸般の報告を行います。お手許に配布してあるとおり、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通し下さい。以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（吉谷友一） 日程第4、一般質問。お手元に配布の一般質問通告書一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。篠川議員。

○篠川議員 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○篠川議員 私は次の事項について質問いたします。1、伊方保育所の施設等について。2、伊方

町制限付一般競争入札関連について。3、政府のまち・ひと・しごと創生を活用した柑橘産業 6 次化への進出による伊方町の活性化について。最初に伊方保育所の改築は、快適な保育環境の確保と園児の健全な育成を図るため実施するもので、施設概要は、敷地 1,841.51 m²、木造平屋建て、床面積 771.35 m²、保育室 3 室をはじめ、乳児室、医務室、ほふく室、遊戯室、調理室、プールなどを設け、附属建物として、屋外倉庫、自転車置き場、ボンベ室を建築する。建設計画では、計画段階では、保育所長はじめ保育士、設計者、担当課を交えて施設の内容等について協議をしたということであった。この建設計画にあたって、旧保育所は築後 30 年が経過し経年劣化が激しく、耐震性の問題、また少子化等の観点から大浜保育所の統合なども視野に児童の安全快適な保育環境を確保するための改築であるなどの説明がありました。ところがホールを仕切って、保育室に使用する等から子供たちの中には、のびのびとした活発な活動がしづらいのではないかとの声があります。仮に、ゼロ歳から 2 歳児までを 1 室、3 歳児と 4 歳児を各 1 室としますと 3 室すべてが満たされ、5 歳児の保育室は確保されていないこととなります。この件に関しましては議会にも責任があると思っております。保育所では、養護と保育が一体となって展開され、養護は子供の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、教育とは子供が健やかに成長する、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助等と云われております。このことは所長を中心に保育士や保護者の話し合いで今日に至っているものと思っております。保育所関連につきましては、子供たちのために最大限の協力をお願いしたいと思っております。以上について、町長のご所見をお伺いいたします。

大綱 2 として、伊方町が発注する建設業法第 2 条第 1 項等の規定に基づく資格を定めて一般競

争入札の方法、以下制限付一般競争入札という。一般競争入札の対象となる工事は、設計金額が 130 万円を超える工事とする。ただし、前記の設計金額を超えない場合であって、町長が制限付一般競争入札に付すことが適当と認めた場合は、この規定を適用することができる。なお、災害等緊急を要すると町長が特に必要と認める工事については、この規定を適用しないことができる。さて、町が開示している、平成 26 年度入札件数 86 件の入札結果報告、平成 26 年 5 月 28 日から 27 年 2 月 12 日によると制限付一般競争入札 41 件と制限付一般競争入札の簡易型実積型落札方式 2 件の 43 件、指名競争入札 43 件で指名競争入札が全体の 50%となっております。今申し上げました、入札件数には、ちょっと誤りがありましたので、一般競争入札 44 件、指名競争入札 42 件に訂正させていただきます。指名競争入札は資格要件を満たしていても、指名されなければ入札に参加できない等の不公平が生じます。ところが資格要件を満たしているにも関わらず指名されないという、複数の業者の声があります。制限付一般競争入札は工事概要、資格要件を公告し、これに適応した者のうちから工事の受注希望者を募って競争させ、予定価格内の最低入札価格者を契約の相手方として選定する方式で透明公正な方法であると思っております。そこで、次についてお伺いいたします。(1) として、資格要件を満たし、特殊技術を要する事業以外は制限付一般競争入札とすべきであると思えます。(2) として、資格要件を満たしている業者に指名競争入札の参加願いの提出を求めているように聞きましたが、この点についてお伺いいたします。(3) として、アベノミクス等から建設業者に対して出来るだけ従業員の賃金アップの協力についてその意志を表明したことがありますでしょうか、お伺いいたします。

大綱 3、伊方町の基幹産業である温州ミカン等は、最盛期になると需給バランスがくずれ、生産者の

経営に困難をきたす等の影響が多分に生じます。この問題の解決策として、価格が異常に低下した場合並びに生産農家の経営の安定を図るために、奇跡の冷凍技術「凍眠」といわれる急速冷凍・リキッドフリーザーは、細胞を壊さない冷凍方法で凍結し、伊方町の旬の風味を生かした美味しい温州ミカンや清見タンゴールを夏場に提供することが出来ます。この事業の推進は消費者サービスの向上は勿論、農家経営の安定に貢献するなど後継者不足の現状をも打開できるなど柑橘産業再生の切り札になると思います。政府のまち・ひと・しごと創生、仕事創造長期ビジョンで、伊方町の気候風土でこそ育まれる基幹作物である温州ミカンや清見タンゴールなど柑橘の6次産業への進出は柑橘の商品価値を高め、若者世代が柑橘農家の経営に希望が持てる等の他、再参入や新規参入者の出現も夢ではなく柑橘産業を支える1つの柱として新たな伸展が期待できるものと考えております。地方創生、政府のまち・ひと・しごと創生本部は、5月24日全国517主要金融機関を対象とした取り組みに関するアンケートの調査を実施、地方版総合計画を巡り70%の金融機関が自治体から連絡、要請があった。自治体に接触した。と回答。60%の金融機関が専門組織を設けて、担当部署も明確化していると言われております。課題は銀行側に人員の制限があること、ある金融機関はマンパワー問題があり、地元の全自治体に公平に対応するのは難しい、また自治体の間に問題の認識やリーダーシップの発揮に温度差があるとの意見も聞こえた等とメディアは報じております。地方創生における地方公共団体と金融機関の連携例として、地方自治体からの要請等を踏まえ、積極的に参画し、金融機関が持つ知見などに基づく情報提供・分析・提案等の協力を行う態勢を整えているようであります。なお、政府は6月に決定する、地方創生、基本方針に新型交付金制度の概要を盛り込む16年度予算案に

は関連費用を計上する方針と言われております。この新型交付金は、各市町村が15年度中につくる総合戦略に盛り込んだ事業に限って使える等、市町村の戦略で格差がつくと言われております。そこで、(1)として、伊方町・JA（伊方共選、三崎共選）と金融機関等との地域産業に関するデータや分析等を共有するための連携協定の締結等についてをお伺いいたします。(2)として、地方創生、しごと創造長期ビジョンとして、伊方町の気候風土でこそ育まれる基幹作物である温州ミカンや清見タンゴール等の柑橘を前述の急速冷凍設備による6次産業化への進出は若者世代の柑橘農家への定着にとどまらず、再参入や新規参入にも希望がもてるなどの好循環も夢ではないと思います。伊方町の特産柑橘のブランド力を高めるプロジェクトは、伊方町経済のありかたを新しいステージへみちびくものであると思っております。このことについて、町長の答弁を求めます。以上、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 篠川議員のご質問にお答えをいたします。まず、大綱1「伊方保育所施設関連等について」であります。伊方保育所の改築につきましては、経年劣化と耐震性の問題、さらに保育環境の改善を目的として、当時、将来の入所児童数の推計を行ったうえで、建物の設計にあたっては、国の整備基準等をふまえ、検討・協議を行いました。平成22年3月に現在地に移転新築したものでございます。施設完成後の入所児童数でございますが、平成22年度は、定員120名に対し、60名の入所でありまして、50%の充足率でありました。その後、入所児童数は年毎に増加しておりまして、本年度に至っては、4月1日現在98名が入所し、81.7%の充足率となっております。また、

5年前の平成22年度に比較いたしますと、1.63倍、38名の増加となっております。このように改築後から本年度まで、入所児童数が増加してきたこと、大きな要因といたしましては、湊浦地区に公営住宅を整備したことに伴い、子育てを行う世帯が増加したことや女性の活躍促進のための「育児・介護休業法」などの整備により、育児休業明けの職場復帰のための環境が整ってきたことなどから、社会的にも保育ニーズが高まってきたことに加えて、近年、町が取り組んで来た、保育所での早出や延長保育サービスの充実、小学校6年生までの学童保育の実施。更には、町単独事業として各家庭における3人目の保育料の負担軽減を行っていることなどが、入所児童数の増加につながったものと考えております。このように入所児童数が大幅に増加したことにつきましては、当時、予測することが困難な結果となったことから、議員が申されたように、施設が手狭となり、保育環境にマイナスの影響が生じている状況につきましては、その対応が求められるところでございます。そのため、現在、伊方保育所においては、保育室等の各部屋の使用方法の変更に対応しております。具体的には、平成24年度から、0歳、1歳、2歳児が増加したことに伴い、3歳児の保育室を2歳児が、4歳児の保育室を3歳児が、5歳児の保育室を4・5歳児が使用することとして、必要な保育面積を確保しておりましたが、更に、今年度については、4・5歳児の増加により、5歳児は遊戯室を使用することにより対応してございます。この対応の根本となる考え方につきましては、従来より伊方保育所では、同じ年齢の児童は一つの組で保育にあたるという方針を持っており、保護者にもご理解を頂いてきたものであります。そのため、今年度の遊戯室の使用につきましても、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得たうえで、更に、対応方法について県に相談をいたしまして問題なしとの確認を頂いたも

のでございます。しかしながら、少子化問題などが取り上げられる今日において、改築以来、年々入所児童数が増加し、施設が手狭になる程の現状につきましては、当時の予測からすれば、うれしい誤算と受け止めざるを得ませんが、伊方保育所においては、今後も2年間程度は、現状の児童数で推移することが予測されておりますので、引き続き保護者に対し、説明を重ね、ご理解とご協力をお願いしなければならないものと考えております。なお、町では、国が進める地方創生の取り組みにおいて、町内の新たな雇用の創出や、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる環境整備、更には定住や移住の促進に積極的に取り組む考えでございます。従いまして、その取り組みによる新たに生じる影響も適切に予測しながら、保育所における必要な保育環境の確保対策に努めて参りたいと考えてございますので、議員におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、大綱1の答弁とさせていただきます。

次に、大綱2「伊方町制限付一般競争入札関連について」のご質問にお答えいたします。町におきましては、入札における不正行為の排除や公平かつ公正な競争性の確保を目指し、平成18年7月から建設工事に、制限付一般競争入札の制度を導入しております。さらに平成24年度からは、建設工事に係る調査、測量及び設計業務においても、制限付一般競争入札の試行を行うなどの改善に取り組んで参りました。また、一般競争入札の対象を130万円以上の建設工事としている町の制度につきましては、県内市町でも類を見ないほど、公平かつ公正なものと考えており、更に、平成19年度には、不正行為による入札者に対するペナルティの強化や技術力を加味して落札業者を決定する、簡易型総合評価落札方式の試行に取り組み、鋭意、制度の改善に取り組んで来たところでございます。また、

入札・契約制度の透明性を確保するため、学識経験者による入札監視委員会を設置して、四半期ごとに入札状況について審議を頂いているところであります。それでは、ご質問の1点目「資格要件を満たし特殊技術を要する事業以外は制限付一般競争入札とすべきではないか」との問いにお答えいたします。平成26年度中に実施した入札86件の内、指名競争入札は42件でありましたが、その内、工事関連の業務委託が11件、舗装工事等の特殊工事が9件、それらを除いた建設工事の指名競争入札は、22件となっております。指名競争入札とした理由につきましては、地方自治法施行令第167条第2項の業者の数が少数である場合が12件、同条第3項の一般競争入札に付した場合には、その入札手続きに日数を要し、工期内に契約の目的を達成することが困難な場合に該当する事業が10件でありました。なお、建設工事につきましては、原則、制限付一般競争入札で実施することとしておりますが、契約の規模や工事の業種等によっては、制限付一般競争入札で実施した場合、応札者が1社、若しくは2社と、応札業者が極端に少なく少数となった事例もあり、やむなく指名競争入札に対応する場合もございます。また、この事例の様に、応札業者が少数であった入札について、これまで会計検査院による検査において、十分な競争原理が働いていないと、懸念を示されるご意見を頂いた経緯がございます。このようなことから、議員ご提案のように、あくまで制限付一般競争入札の実施に拘ることとすれば、町内事業者の応札が極端に少数となることが予測される事案につきましては、住所要件を近隣市町村に拡大するなど、応札業者の確保のための対応に迫られることになって参ります。従いまして、議員ご提案のように、今後、特殊工事以外の全てを一般競争入札に対応することは困難であると考えております。次に、2点目の「資

格要件を満たしている業者に指名競争入札参加願いの提出を求めているようであるが、その理由を」とのご質問でございますが、町では、伊方町建設工事請負業者選定要綱により、資格の認定は、2年毎に、建設工事入札参加資格審査申請書に建設業許可証明書の写し等、必要書類を添付して提出することになっており、書類審査を行い、資格の認定及び格付けを行っております。このことから、資格要件を満たしている業者に対し、改めて入札参加資格審査申請書の提出を求めることはございません。次に、3点目の「アベノミクス等から建設業者に対して出来るだけ従業員の賃金アップの協力をお願いしているか」との問いでございますが、設計労務単価につきましては、農林水産省及び国土交通省が、10月に公共工事に従事する労務者の県別賃金を職種ごとの調査し、その調査結果に基づき公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」を決定いたしまして、それにより愛媛県土木部が「愛媛県の実設計単価表」を定めましますので、町では県の単価表を用いて設計を行っております。一方、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、雇用契約における労務者の支払賃金を拘束するものではないとされております。また、事業者に対しては、県と市、町で構成する愛媛県土木協会が、建設業協会を通じて適正な賃金の支払いについて指導しているとのことでございます。私が町長に就任してから後に、建設業者に対し、従業員の賃金アップ等についてお願いしたことはございません。

次に、大綱3「政府のまち・ひと・しごと創生を活用した柑橘産業の6次化への進出による伊方町の活性化について」のご質問にお答えをいたします。政府の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においては、地方創生がもたらす日本社会の姿の中で、「地方創生が目指すもの

は、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することである」と示されております。また、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし・活用していく取り組みの重要性についても触れられております。私は、昨年9月定例会において、この地方創生の動きの中で、地方のやる気と知恵が問われることを認識し、伊方町に元気を取り戻し、町全体が元気になることを目指して取り組んでいくことを申し上げ、その一つとして、役場内の各課にまたがる「元氣創造プロジェクト推進会議」を立ち上げ、検討を行ってまいりました。また、合併10周年を節目に、新たなステージに進むため「伊方町人口ビジョン」「総合戦略」及び「第2次総合計画」の策定に着手したところであります。それでは、議員ご質問1点目、「伊方町及びJAと金融機関等との連携協定の締結等」についてお答えいたします。まず、伊方町とJAとの間においては、情報の共有化を目的として、定例的な第1次産業関連団体との懇談会を開催し、町内の活性化策等について話し合ってきたほか、随時、情報交換の機会を設けて、良好な関係を保ってきたものと認識いたしております。なお、ご質問の金融機関との協定締結の状況につきましては、平成25年10月に伊予銀行並びに愛媛銀行の地元2行と伊方町の間におきまして「地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定書」の締結をいたしております。この協定においては、町産品の販路拡大、伊方ブランドの魅力向上、さらには観光振興や人材育成等の他、議員ご指摘の農水産物の6次産業化についても、相互の資源を有効に活用しながら、活力ある産業の振興に務めるとしてございます。今年度においては町が取り組む「伊方町総合戦略等」の策定作業にご参画をいただき、両金融機関が持つ

ノウハウについては是非ご教示頂きたい。このように考えているところでございます。次に2点目の「急速冷凍設備による6次産業化への進出」についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、伊方町の基幹産業である柑橘産業においては、生産現場における生果の供給の状況と消費者が求める需要の時期やその量に差異が生じ、安定した価格を保つことが難しくなる場合がございます。私もこのことは、生産農家の経営安定化を図るうえで、重要な課題であると認識しており、これを克服することが出来れば、相当の効果が期待できるものと考えております。そこで、議員ご提案の急速冷凍設備について、担当課において調査させていただきましたが、液体凍結という技術として、メーカーの情報や先進の導入事例等を見たところ、一般的には、肉や水産物あるいはそれらの加工品においては、一定の効果や実績が出ているようでございます。この冷凍技術は、一般の冷凍方法と異なり、短い時間で一気に冷凍を完結することによって、解凍しても生のままの状態に近く、戻すことができるということが大きな特徴となっております。従いまして、柑橘などのように水分が多く含まれたものにはあまり適しておらず、冷凍することでいわゆる「冷凍みかん」となり、解凍いたしましても、元の状態に復元するという効果は、あまり期待できないようでございます。実際に、この方法で冷凍したみかんを食した職員からも、効果が実感できたという報告はありませんでした。しかしながら、私自身、第一次産業の活性化の一つの方策として、生産と加工・販売の一体化を目指す6次産業化は、重要な選択肢の一つであると認識をいたしております。なお、6次化の取り組みにつきましては、何より事業を実施する生産者の意欲が重要となって参りますので、これに対する意欲の醸成に始まり、JAをはじめとした関係団体等との調

整、或いは情報の提供や支援体制の構築が今後の課題であると考えております。そのため、私といたしましては、第一次産業に従事する方々や、関係機関からの様々なご意見・ご要望に耳を傾け、未来の可能性を求めてあらゆる角度から有効な方策について検討を行うとともに、新たに必要とされる支援対策に積極的に取り組むことにより、第一次産業に従事する若い世代の方々を中心に希望と意欲をもって取り組んでいただけるよう、引き続き、全力で取り組んで参りたい。このように考えているところでございます。以上で、篠川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。篠川議員、大綱1の再質問ありませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 大綱1の再質問はありません。

○議長（吉谷友一） それでは、以上で、篠川議員の大綱1を閉じます。篠川議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 大綱2の1点目ですが、指名競争入札制度は、地域に必要な事業の早期執行というメリットの反面なれ合いが生まれる可能性があるとして透明性の確保等から必要最小限に留めるべきであろうと思っております。また、2点目の指名願の件につきましては、その内容丁寧な説明がありましたので、特にございません。しかし答弁で触れられた設計業務等の制限付一般競争入札の試行要領は、平成24年4月1日から施行して、その後2年を経過しておりますので、出来るだけ早く一般競争入札に切り替える方が

いいのではないかと思います。それから、3点目の従業員の賃金の件についてであります。県の単価表、その他で建設業界では、いろんな面で配慮しておられるというような答弁であったと思っております。伊方町の工事の最低制限価格制度を設けた際に落札価格が低いと従業員の賃金にも影響し兼ねないとの説明があったと思っておりますので、建設業者等には適当な機会に金額の・・・あってもいいのではないかと私等も思っております。以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○財政課長 議長

○議長（吉谷友一） 財政課長

○財政課長 はい、先ず1点目の指名競争入札による場合の町内のなれ合いという質問でございますが、先ほど町長も申しました通り、原則一般競争入札を実施しており、止む無く指名競争入札にしている案件がございます。少数であるためということで、県下でも懸念を示された経緯がございますので、町といたしましては、今後も町内業者を優先にする原則は守って行きたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。2点目の試行についての質問でございますが、業務委託につきましては、県も全て指名競争入札を実施しており、町におきましても今後、現在は試行中でございますが、今後は検討して行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（篠川長治） 議長、3点目の。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 3点目の質問ですが、業者に賃金の関係等については、指導すべきではないかという質問だと思います。行政としては、単価表に準じて

事業を発注しておりますので、賃金等については、業者の指導等については、町長の方から説明ありましたように、県、町、それと事業関係というふうな形の中での協議をしておりますので、重ねて町の方からするというふうなことは必要ないと考えております。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 3点目の答弁、言われることは良く分かりますけど、私が申し上げたいのは、やはり業者とも公式の場だけじゃなしに、やはりお会いになって話す機会はおありかと思っておりますので、その時、金額のランクぐらいはその辺じゃないかという考え方でありまして、是非そのような気持ちでもって接して頂ければありがたいなと思っております。特にありましたら、なければ、それで終わります。

○議長（吉谷友一） 答弁はよろしいですか。

○議員（篠川長治） あれば頂きますけど、なければ結構です。

○議長（吉谷友一） ないようでございますので、以上で、篠川議員の大綱2を閉じます。篠川議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 大綱3、1点目としては、例えば伊方町は、JAいわゆる伊方共選、三崎共選と良好な関係を保って、金融機関、伊予銀行、愛媛銀行等とのいろんな連携を行っておられるようですので、特に1点目についてはありません。2点目といたしましては、新型交付金制度は、各市町村が15年先にも言いましたけど、15年中につくる総合戦略に盛り込んだ事業に限って使える等のという事もありますので、市町村の戦略で差がつくようなことがないように、特に伊方の特

産、柑橘のブランド力を高める等の総合計画的にはちょっとでもさっきも、出来るだけの従来からやって欲しいやってるそういう答弁だったと思っておりますけど、お願いしたいと思っております。それと、結局、魚とか肉とかいわゆる魚介類とか肉類は、こういう冷凍方式が普及しておるようなんですけど、100%ではないにしても普及しておりますけど、みかんも最近ボツボツ出てるようなんですね、町長が言われたように、私も農家の方から、買って食べてみました。明浜のみかんは、余りいいものを使ってないから、中の袋が固いんですね、だから例えばあれは技術ではなしにから、みかん品質のもんが悪いんじゃないかなと思う。それと結局言われるように、凍結していわゆる果実売り場に店頭、生果なのに店頭並べという事は、出来ない、どうしても形状、冷凍ケース言いますか、冷凍ケースいうか、そういう物おかないといかんと、解凍してから長くおくと、ちょっとあのみかんそのものも凍結した物は、味が・・・ちょっとこれはマズイ訳ですね、だから、食べる時に解凍まぎは、食べる程つづ解凍しないと具合悪いと思う。しかし、まあ、アイスみかんについては、今夏場まだまだ価格の面もあるでしょうけど、かなりいけるんじゃないかなと期待をもっておるんですけど、一気に大きい設備とはいかんでしょうけど、ある程度資金的にもこれはもうクリエイトの話し合いの上で決まることでしょうけど、やって出来るだけそういう6次化への入り口といいますか、そういうことでひとつお力添えをいただき、このようにお願いしたいと思います。以上でございます。その点について、答弁がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業振興課付課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課付課長

○産業振興課付課長 只今のご質問にありまし

たように1つには、冷凍みかんの関係でございませぬけれども、この件につきましては、議員さんのご指摘の通りでございまして、メーカーの方の状況によりましても、水分の多い果実には不向きでありますとか、生の果物につきましては、解凍後に生の物に戻すのは難しい、そしてその機械を使っている業者の方からもホームページの中には、完全に解凍すると苦みが出るというようなことも注意書きがあります。このように私自身も試食してみましたけれども、特有の食感と匂いこれはやはりもっているもので、この話でこれは話題性を含めると一つの加工品としての可能性はながければいけないと思いますけれども、やはり冷凍みかんとしての評価でございまして、その事業等につきましても、それ程多くのもが見込めるものではないのではないかと判断をしております。以上でございませぬ。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。篠川議員

○議員（篠川長治） 解凍してそのまま、いわゆる青果店の店頭で売るとは、ちょっと難しいということですけど、やはりあの冷凍技術がある程度発達して、そしてあの冷凍みかんとして、従来の冷凍みかんよりはるかに食べやすい・・・試験的でも結構ですので、クリエイトと話合って、小規模な設備でも先ず第一歩を踏み出して頂ければいいんじゃないかなと思います。答弁ありましたら、なければ結構です。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業振興課付課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課付課長

○産業振興課付課長 その辺につきましても、先ほどもありました、伊方町総合戦略等の策定作業の中で、ご意見を聞きながら、加味して出きるものにつきましても、加味して行きたいと考えておりますので、ご了解頂いたらと思います。

○議長（吉谷友一） 以上で、篠川議員の一般質問を終わります。暫時休憩といたします。再開は、11時5分からといたします。

（休憩 10:56~11:05）

報告第5号

○議長（吉谷友一） 再開いたします。日程第5「寄附採納について」報告第5号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 報告第5号 寄附採納についてご報告させていただきます。伊方町三崎 1147 番地 中村千枝子氏より社会福祉増進に役立てて欲しいと 60 万円の寄附の申し出があり、平成 27 年 3 月 5 日に採納しましたので、ご報告するものでございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があればうけたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第5号「寄附採納について」を閉じます。

報告第6号

○議長（吉谷友一） 日程第6「寄附採納について」報告第6号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 報告第6号 寄附採納についてご報告させていただきます。伊方町川之浜 652 番地 1 朝日共販株式会社様より伊方町の地域振興に資する事業のために役立てて欲しいと 1 千万円の寄附の申し出があり、平成 27 年 3 月 27 日に採納しましたので、ご報告するものでございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があれば、うけたまわります。質疑ありませんか。

（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第 6 号「寄附採納について」を閉じます。

報告第 7 号

○議長（吉谷友一） 日程第 7「町長の専決処分事項報告について」報告第 7 号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 報告第 7 号 町長の専決処分事項報告について、ご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。案件名は、公用車の事故に関する専決処分と和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、平成 27 年 3 月 31 日午後 2 時 5 分頃、伊方町与侈 1199 番地先、町道与侈線において発生した公用車の車両事故で、職員が方向転換のため車両を後進させていた際、駐車中の車両に接触したものでございます。損害賠償の額は、18 万 5,000 円で専決処分年月日は、平成 27 年 4 月 30 日であります。なお、こうした事故が起これないよう厳重注意を行うと共に全職員に対し、庁議等の機会を得、安全運転の励行を周知している所でございます。今後も重ねて注意喚起に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があればうけたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第 7 号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

報告第 8 号

○議長（吉谷友一） 日程第 8「平成 26 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報

告第 8 号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 報告第 8 号 平成 26 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。先の第 40 回定例会でご承認いただいております平成 26 年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 29 日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、町勢要覧作成事業他 19 事業で、翌年度繰越額は、総額で 4 億 663 万 3,600 円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があればうけたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第 8 号「平成 26 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

報告第 9 号

○議長（吉谷友一） 日程第 9「平成 26 年度伊方町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告第 9 号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 報告第 9 号 平成 25 年度伊方町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。すいません。平成 26 年度です。申し訳ございません。先の第 40 回定例会でご承認いただいております平成 26 年度伊方町港湾整備事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に規定により、5 月 29 日付けで繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。内

容につきましては、伊方町仁田之浜埠頭嵩上工事で、翌年度繰越額は、総額で630万8,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があればうけたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第9号「平成26年度伊方町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

報告第10号

○議長（吉谷友一） 日程第10「平成26年度株式会社アグリ瀬戸経営状況報告書の提出について」報告第10号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 報告第10号 平成26年度株式会社アグリ瀬戸経営状況報告書の提出についてご説明いたします。平成26年度決算につきましては、去る6月10日に開催された株式会社アグリ瀬戸株主総会にご承認いただき、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社アグリ瀬戸の経営状況を説明する資料として、営業報告書を議会に提出するものでございます。まず、営業の概要でございますが、平成26年度は、国内においてはアベノミクス効果により、一部大企業等が増収増益等上げる状況となっております。しかしながら、地方にまではアベノミクスの効果も波及せず、26年4月の消費税引き上げにより、一層厳しい状況下となり、地元経済も冷え込んだ状態と、厳しい経営環境となりました。瀬戸農業公園では、ふるさと市、アイスの売り上げは増加したものの、売店売り上げが思うように伸びず、客数、売り上げともに減少となりました。瀬戸アグリトピアは、天候不良によるキャンセル等があり前年を割る結果となりましたが、双方とも経費削減に努め、

利益を得ることができました。次に、収支の状況といたしましては、純売上高は4,578万1,000円、営業外収益を含む経営収益は4,624万6,000円でありました。内訳と致しまして、農業公園の管理料、農林水産物等に関する製品の売上、販売手数料及びアグリトピアの管理料、宿泊施設の利用料金などでありました。対する費用面につきましては、業務全般にわたり合理化・効率化に努めた結果、経常費用は4,528万7千円でありました。内訳は、農林水産物等の商品の仕入れ、水道光熱水費、人件費等であります。その結果、経常利益及び税引前当期利益は95万9千円となり、法人税等税引後当期利益は88万8千円となるものであります。以上、株式会社アグリ瀬戸の経営状況報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があればうけたまわります。質疑ありませんか。

○阿部議員 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○阿部議員 質疑と言う訳ではございません。ちょっとお伺いしたいことがあって、1点。7頁の純売上高のこの2行目アイス売上、先ほど経営状況の中でも出ました。アイスの売上がいいという流れの中で、あそこで売ってるのは、当然フライもん等々もございしますが、そのような内訳的なものは、事務局の方で把握をしておられるのかどうか、もしその内訳等が把握したものをお手許にあれば、ご報告願いたいんですが。

○議長（吉谷友一） 理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課長

○産業振興課長 失礼いたします。アイスでございますが、ちょっと、アイス等いろんな分野がございまして、ふるさと市という形の、だんだんのレジ通過数としてはですね、手許に資料を持っております。だんだんは、直売所とアイスという形

にはなっております、レジ数としては、2万9,532人と26年度、そして25年度については大体同じレジ数、それぞれについても大体同じという形ではございますが、この近年は約3万前後のレジ数の集客力というふうな形になっております。以上です。

○阿部議員 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○阿部議員 ありがとうございます。そのだんだんの上の販売手数料、これはだんだんとしての手数料ということと捉えてよろしいんですか。それとも下にあくまでもアイスと書いてますんで、アイスだけで590万と捉えていいのか。といいますのは、先般、三崎の方にも町のご尽力によりまして、交流センターが出来ました。今後やっぱ夏場にかけても、それだけ継続的にアイス売上がのんでいるのであれば、やはりそういうことにも利用が出来るのかな、そういった観点でちょっとお聞きしてますので、詳しいことじゃなくても結構ですので、分かる範囲でお願いします。

○産業振興課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課長

○産業振興課長 申し訳がございません。一つ訂正をさせて頂いたらと思います。今あくまでだんだんという形の数字でございまして、だんだんはアイス部門、そしてふるさと市が直売所部門という形でございまして、一応私が先ほど説明した数字はですね、だんだんという形で、捉えていただいたらと思います。それとプラス併せて先ほどの分については、ふるさと市も同じような数字で26年度については、レジ数が2万1,000おられるという形で、先ほどの2万9,000と併せた数字にして頂いたらと思います。そして、アイスの売上については、一応アイスにつきましては、アグリ瀬戸が直売でやっておる関係から手数料という形ではなしに売上、全額という形で捉えて頂いたらと思います。以上でございます。

○阿部議員 はい、終わります。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。以上で、報告第10号「平成26年度株式会社アグリ瀬戸経営状況報告書の提出について」を閉じます。

議案第61号

○議長（吉谷友一） 日程第11「伊方町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」議案第61号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 議案第61号 伊方町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。本条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正に伴い、福祉の支援の対象を父子家庭に拡大することに伴い、伊方町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。改正内容は、新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料・新旧対照表をお願いします。まず、条例名称であります「伊方町母子家庭医療費助成条例」を「伊方町ひとり親家庭医療費助成条例」に定めるものでございます。同様に、「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める箇所が、第1条以下、第2条、第4条、第7条及び第8条となっております。続きまして、第2条は、第2号に、「以下「法」という。」を追加し、新たに第3号として、「「配偶者のない男子」とは、法第6条第2項に定めるものをいう。」を追加、第3号は第4号に、第4号は第5号にそれぞれ改め、第5号と第6号は、第6号と第7号に改め、それぞれに、「又は配偶者のない男子」を追加いたします。次に、2頁をお願いします。第3条につきましては、第2号として新たに、「児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない

男子」を追加し、第2号を第3号として、「前号」を、「前2号」に改め、第3号は第4号に改め、新たに第5号として「祖父と孫又は兄と弟妹からなる家庭であって、町長が父子家庭に準ずると認める者」を追加し、第4号を第6号に改めるものであります。次に、3頁をお願いします。附則による改正でございますが、今回の条例改正に伴う、条例の名称変更に伴い、「伊方町乳幼児及び児童医療費助成条例」の一部改正を本条例の附則において行うものであります。第5条第3項中の、「伊方町母子家庭医療費助成条例」を「伊方町ひとり親家庭医療費助成条例」に改めるものであります。なお、以上につきましては、附則におきまして、平成27年7月1日から施行するものでございます。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第61号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第61号「伊方町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第62号

○議長（吉谷友一） 日程第12「伊方町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第62号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健介護課長 議長

○議長（吉谷友一） 保健介護課長

○保健介護課長 議案第62号 伊方町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する

条例制定について、提案理由をご説明いたします。本案につきましては、「伊方町第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」の策定による介護保険料を改定することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。別紙参考資料でご説明いたしますので資料をお願いいたします。第4条、手当の月額を決める所得段階別区分、別表を削り、条例本文中で合計所得金額の合計が80万円以下の者とそれ以外の者に改めるものです。附則として、この条例は平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第62号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第62号「伊方町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第63号

○議長（吉谷友一） 日程第13「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第63号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長 議長

○議長（吉谷友一） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長 議案第63号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。本案につきましては、二見小学校の学校統合に伴い体育館を社会体育施設として管理する必要が生じたため、本条例の改正を行うものでございます。それでは、参

考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。参考資料をお願いいたします。別表第1中、豊之浦地区体育館の項の次に名称、「二見地区体育館」、位置、「伊方町二見甲 1239 番地」を加え、別表第2中、体育館等の施設名、「有寿来体育館、豊之浦地区体育館、串地区体育館」を「有寿来体育館、豊之浦地区体育館、二見地区体育館、串地区体育館」に改めるものでございます。なお、本条例は、公布の日から施行するものであります。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第63号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第63号「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（吉谷友一） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会するものであります。今期定例会の会期中日程を念のため、申し伝えしておきます。20日、21日、22日は、休会。23日は午前10時から本会議を再開いたします。以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。

（散会 11時35分）